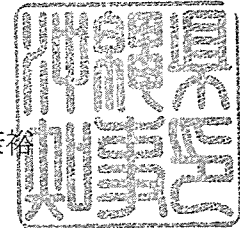




環政第1351号
令和元年11月29日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



(仮称) 勝連半島南側道路整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について

令和元年8月1日付けで送付されたみだしの環境影響評価方法書について、沖縄県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(別 添)

(仮称) 勝連半島南側道路整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

(仮称) 勝連半島南側道路整備事業(以下「対象事業」という。)は、うるま市勝連平敷屋から勝連南風原までの延長約 6.1km の道路を新設するものである。対象事業の実施により、勝連半島北側道路(県道 37 号線、県道与那城具志川線)、勝連半島中央部道路(県道伊計平良川線、県道 8 号線)と勝連半島南側道路の勝連半島内主要道路 3 路線が形成され、道路交通ネットワークの構築、観光資源を活用した地域活性化、災害時には防災道路として寄与することを目的としている。

対象事業実施区域は、沖縄島中部海岸から太平洋に突き出した勝連半島の南側であり、大部分は農用地区域と森林区域に指定され、一部、米軍施設ホワイト・ビーチ地区(以下「米軍施設」という。)を通過する。近隣には、与勝高等学校・与勝緑が丘中学校、平敷屋小学校・幼稚園等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在している。また、沿岸域は沖縄県の自然環境の保全に関する指針(沖縄島編)では、自然環境の厳正な保護を図る区域(評価ランク I)及び自然環境の保護・保全を図る区域(評価ランク II)となっている。

以上のことから、対象事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項に基づき方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討するとともに、環境への負荷を可能な限り回避又は低減し、地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じること。

記

【事業計画等】

1 対象事業の必要性及び効果について

事業の必要性及び効果については、「道路交通ネットワークの構築」「観光資源を活用した地域活性化」「防災道路」の 3 つについて検討を行ったとしているが、道路交通ネットワークの構築の必要性、観光に利用された場合の地域への効果、災害により北側と中央部の 2 本の緊急輸送道路が通行不能になった際に既存道路では防災道路として機能しない根拠等が具体的に示されていない。ついては、事業の必要性及び効果を準備書に具体的に記載すること。

2 対象事業の規模及び内容について

(1) 「対象道路の標準断面図」において、一般部は全線にわたって片側歩道を整備する計画としているが、対象事業実施区域の土地利用現況は主に畑からなっていること、計画路線沿いには学校等がないこと等から既存道路では歩行者の通行は極めて少ないと考えられる。したがって、歩道を一般部全線に設置する必要性について再度検討するとともに、設置に当たっては必要最小限の延長、幅員及び道路構造とし、改変に伴う動植物の生息・生育環境への影響を低減すること。

- (2) 道路構造等（計画平面図、横断図、排水工の場所、切土・盛土の場所）が記載されておらず、改変範囲が不明であるため、道路構造等を準備書に記載すること。また、記載に当たっては、既存道路の撤去に伴う切土・盛土工や仮設道路等の工事工程も含めた改変範囲を明らかにするとともに、環境保全の観点を含めた検討経緯を記載すること。
- (3) 道路構造等の設計に当たっては、以下の事項について考慮すること。
- ア 対象事業は、切土・盛土工による道路整備としていることから、盛土による地盤沈下の影響を考慮すること。
- イ 対象事業実施区域は、地下水が数多く湧出しており、道路整備による地下水への影響が懸念されることから、道路整備に伴う地下水への影響を考慮すること。
- (4) 対象事業実施区域では、対象事業の実施に伴い道路沿線が開発されることが想定され、将来的に自然環境への影響が懸念される。
- については、関係機関から情報を収集し、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況を明らかにできるように整理するとともに、これを勘案して予測すること。

3 事業計画について

- (1) 緑化計画を策定する際には、専門家等の指導・助言を受け、現存植生や生態系に配慮した計画とすること。
- (2) 排水計画については、周辺の水環境への影響を低減するため、現況の水象が保持されるよう検討すること。また、その検討経緯を含めた排水計画を準備書に記載すること。
- (3) 工事計画の概要に関して、工法、工事工程、運土計画（土量も含む）、資機材搬入計画（搬入経路も含む）、重機投入計画（工程ごとの工事車両等の種類及び稼働台数）、工事施工ヤード及び工事用道路の位置と面積、赤土等流出防止計画の詳細を準備書に記載すること。
- (4) 使用機械計画及び資材搬入計画については、工事関係車両の効率的な動線等を検討し、工事の実施に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めること。
- (5) 道路照明や付帯設備については、可能な限り再生可能エネルギーやLED等の省エネ型機器を利用し、道路供用時の温室効果ガス排出量の削減に努めること。

【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】

4 環境影響評価項目の選定について

事業者は、土壌汚染を環境影響評価項目として選定しなかった理由を「道路の整備に伴い土壌汚染を発生させる施設の計画は無いこと」としており、発生源の状況のみをもって選定の可否を判断している。

しかしながら、土壌汚染が存在するおそれがある土地において土地の形質変更を行う場合、土壌汚染を拡散させるおそれがあり、環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目の選定に当たっては、発生源の状況だけでなく土壌汚染の状況等の地域特性や事業特性を踏まえて選定する必要がある。

については、米軍施設を含め対象事業実施区域内の土壌汚染の状況に関して文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、必要に応じて、土壌汚染を環境影響評価項目として選定すること。

5 環境影響評価の手法等に係る全体的事項について

- (1) 調査地点及び予測地点については、今後決定される造成範囲等の事業内容や事業計画、環境保全について特に配慮が必要な施設等の存在を踏まえ、造成範囲及びその周辺地域に与える環境影響を的確に把握できるように設定するとともに、必要に応じて調査範囲の拡大を検討すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- (2) 予測時期を「工事による影響が最大となる時期」としている項目について、本事業は道路延長が約 6.1km と長く、複数の工区に分けて施工を行うことから、工区ごとに「工事による影響が最大となる時期」が異なることが考えられる。したがって、予測時期を工区ごとに設定するなど、より詳細に予測を行い、その内容を準備書に記載すること。
- (3) 文献その他の資料による情報を基に調査、予測及び評価を実施する項目については、その既存資料等が対象事業実施区域の現況を表しているとする妥当性並びに予測及び評価において必要とされる水準が確保されているとする根拠を具体的かつ科学的に準備書に記載すること。また、必要に応じて現地調査を行う等、補完すること。
- (4) 類似事例を参考に調査、予測及び評価を行う際には、事業特性、地域特性等について、当該事業と参考とする事業との類似性を準備書に記載すること。
- (5) 定性的に行うとしている予測手法については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (6) 工事中に一部路線を供用することが想定される場合にあつては、一部供用または暫定供用時についても予測時期として設定し、その際には、工事の実施並びに施設等の存在及び供用による複合的な環境影響を考慮して予測及び評価を行うこと。
- (7) 準備書においては、調査、予測及び評価の結果が適切に把握できる縮尺の平面図上にそれぞれの結果を明示すること。
- (8) 対象事業実施区域には、米軍施設が含まれており、現地調査の際には米軍との調整に時間を要することが考えられるため、可能な限り早期段階で事前調整を行い、確実に米軍施設内も現地調査を行うこと。

【大気環境】

6 騒音、振動について

- (1) 建設機械の稼動及び資機材の運搬車両の走行に係る調査期間は、建設機械の稼動及び資機材の運搬車両の走行が想定される平日の昼間（16 時間）毎時間測定を 1 回行うとしている。夜間工事は避けるべきであるが、やむを得ず夜間工事を行うことが想定される場合にあつては夜間の測定も行うこと。また、現況をより正確に把握するために自動車の走行が多くなると予想される期間に複数回調査を行うことを検

討すること。

- (2) 自動車の走行に係る騒音、振動の予測時期は、自動車の走行が最大となる時期としているが、当該道路の整備目的の一つである観光振興を考慮した場合、平日及び休日または夏季及び冬季で自動車の交通量は変動すると考えられるため、そのことを考慮した予測時期を設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- (3) 騒音の予測結果については、水平方向でのコンター図で示すことを検討すること。また、盛土箇所等で近隣に住居が存在する区域では、鉛直下方向でのコンター図で示すことを検討すること。

【水環境】

7 調査及び予測地点について

赤土等による水の濁り・河川の状況の調査地点及び予測地点については、水象の調査結果（地下水、湧水の状況）、処理した濁水の最終放流先等を考慮し、事業実施による影響が適切に把握できる地点（対象事業実施区域の直上流、直下流、排水路等）を複数設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

8 水象について

- (1) 対象事業は、地下水の流動に影響を及ぼす可能性がある切土工も含まれているため、調査項目に地下水の流動を追加し、予測及び評価すること。
- (2) 調査地点及び予測地点については、既存文献等から把握した水系や地下水分布、水象の変動による影響を受ける可能性のある区域（切土・盛土箇所等）を追加すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

【土壌に係る環境】

9 地形・地質について

- (1) 対象事業実施区域内の地形・地質は、北東側に琉球石灰岩、南西側に泥岩が分布しており、北東側の一部では重要な地形・地質である石灰岩堤及び断層崖が分布している。琉球石灰岩と泥岩の境目は、落石が起り得る箇所であることから、対象事業実施区域内において過去の落石の履歴、琉球石灰岩と泥岩との境目にノッチ状のへこみが見られるかどうかを調査し、事業実施による重要な地形・地質への影響を予測及び評価すること。
- (2) 対象事業実施区域前面海域には、重要な地形・地質であるビーチロックが分布している可能性があり、当該地域は沖縄島の南限と考えられている。
については、地形・地質の調査範囲をサンゴ礁の礁嶺まで拡げることが検討し、必要に応じて事業実施によるビーチロックへの影響を予測及び評価すること。

【自然環境】

10 自然環境に係る全体的事項について

- (1) 事業の実施により直接改変を受ける可能性の高い区域並びに米軍施設及びその周

辺域について、踏査ルートあるいは調査地点を細かく設定するとともに、施工による一時的な影響や道路の存在による分断などの影響を受けると予測される範囲についても、その影響を適切に把握できるように設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

- (2) 調査期間については、動植物の生活史を考慮して適切な期間に設定させること。
- (3) 陸域生物及び生態系については、工事中の建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行による影響についても調査、予測及び評価すること。
- (4) 陸域生物及び生態系への影響の予測及び評価に当たっては、工事中及び供用時の夜間照明及び走行車両の照明についても考慮すること。また、供用時の夜間照明については、その波長域、照度等も考慮すること。

11 陸域植物について

- (1) 陸域植物の調査については、自生種、逸出種及び帰化種等の区分、帰化率を整理すること。
- (2) 調査項目に淡水大型藻類を追加することを検討すること。
- (3) 準備書においては、現存植生の調査により識別できた群落・群集が表われるような植生図を作成すること。
- (4) 植生調査については、現状をより正確に把握するために、調査を複数回行うことを検討すること。

12 陸域動物について

- (1) 底生動物相の任意採集について、調査地点は水象の調査結果に基づき、事業実施による影響が適切に把握できる地点（対象事業実施区域の直上流、直下流、排水路等）を複数設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- (2) 陸生甲殻類、陸産貝類、土壌動物の調査期間を3季（春・夏・秋）としているが、3季とした根拠を準備書に記載すること。また、必要に応じて4季調査を行うこと。

13 生態系について

- (1) 注目種及び群集の状況において、別途検討することとした調査手法については、検討に当たり専門家等の指導・助言を受けること。
- (2) 基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響の予測においては、基盤環境や人為的影響の変化により植生が時間的に変化し、生物の生息・生育場所に影響を与えることに留意すること。

【人と自然との触れ合い】

14 景観について

- (1) 景観の調査及び予測の地域・地点については、視認可能域の解析の結果を踏まえて設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- (2) 圍繞景観の状況については、標高や傾斜区分といった地形的要素、植生区分等の地被的要素、現地踏査による目視観察結果等の情報を考慮した上で景観区を区分し、各区分ごとに普遍価値や固有価値の把握を行うこと。また、その結果を踏まえた上

で、各区分における改変面積、改変率等の状態の変化及びそれによって生じる価値の変化について、予測及び評価すること。

- (3) 眺望景観の価値の変化の予測は、その変化の程度の予測結果を用いて、計量心理学的手法等の適用により行うこと。

15 人と自然との触れ合い活動の場について

- (1) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の調査地点については、アクセス形態の調査結果に基づき、設定した調査範囲外にも当該場がある場合には、その地点も調査地点として追加すること。
- (2) 現地調査の際に勝連城跡の南風原御門へアクセスする階段を確認した。事業実施に伴い、新たにアクセス道路が整備される可能性があることから、関係機関と調整し、必要に応じて事業実施に伴う勝連城跡へのアクセスルートの変化を調査、予測及び評価すること。

16 歴史的・文化的環境について

- (1) 調査方法の聞き取り調査については、専門家等、当該地域を所管する市役所等の文化財保護担当行政機関、地域住民等を対象とし、対象事業実施区域内において、それぞれの調査項目をより正確に把握できるようにすること。
- (2) 対象事業実施区域内に存在する浜川ガーは、うるま市教育委員会が作成した「うるま市文化財シリーズ 11. 南風原」によると「現在でも、毎年旧正月元旦に南風原及び近隣集落の門中によって「カーウビー拝み」が行われています。」とされている。浜川ガーは伝統的行事の場に使われていることから、浜川ガーとその周辺地域との関係について調査し、事業に伴う歴史的環境への影響を予測及び評価すること。

【環境への負荷】

17 廃棄物等について

建設廃棄物の減量化及び再資源化率について目標値を設定させ、建設廃棄物の減量化及び再資源化に努めること。

18 放射線の量について

事業者は、放射線の量を環境影響評価項目として選定しなかった理由を、「放射線の量を変化させる施設の計画は無いこと」としている。

沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価では「一般環境中の放射性物質」を対象としていることから、「放射線の量を変化させる施設」の有無ではなく、一般環境中の放射性物質の状況、事業の実施に伴う放射性物質を含む粉じんの飛散等、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響評価項目に選定するか否か判断すること。